

(提供書面)

## 事業報告

( 2019年4月1日から  
2020年3月31日まで )

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、中国など海外経済の減速等から景況感が下押しされ、労働需給の逼迫もあって、厳しい局面が続きました。年度後半には、消費増税の影響が限定的と見られ、米中交渉も漸く進展を見せてきた最中に、突然新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大が発生、内外の経済に大打撃を与えており、更に長期化・深刻化する見通しにあります。

米菓業界におきましては、総合スーパー・百貨店の停滞やコンビニエンスストアの飽和感の一方で廉価なドラッグストアやディスカウントストアが伸長するといった流通構造の変化に伴い、これまで以上に価格競争が激しさを増しております。加えて原材料や物流費等のコストアップ要因も大きく厳しい事業環境が続いており、新型コロナウイルス対策で一部「巣ごもり需要」が見られるものの、感染拡大に伴う経済の悪化は最大規模と言われるなかで、予断を許さない状況にあります。

このような経営環境にあって、当社グループは、今年度からの新たな中期経営計画【『プライド・BEIKAプラン』「米菓」から「BEIKA」へ】を策定し、新工場「BEIKA Lab (ベイカ ラボ)」の建設に着手するなど、持続的成長の実現に向けた基盤づくりに取り組むとともに、「誇りをもって美味しさを創造しよう！」をスローガンに掲げ、これまでどおり「美味しさと品質」を追及する姿勢を貫いてまいりました。

製造部門におきましては、原材米・副材料等の材料高や物流費の上昇等を吸収するため、生產品目の絞込みや生産人員の平準化等に注力し、生産効率を高めるとともに、更なる品質の安定化に努めてまいりました。また、当グループが得意とするもち製品(あられ・おかき)の生産増強とスピーディーな商品開発を目的とした新工場「BEIKA Lab」の建設、中沢工場の老朽化に伴う長岡工場への移転増設工事に、それぞれ着手しております。

営業部門では、当社グループ全体で国産米100%使用を強みとしたブランド力の発信を高め、主力商品に集中して販売強化を図りました。スーパー等に対する国産米100%米菓売場の提案や、当社グループの情報発信を目的とした新店舗「LACOTE Iwatsuka（ラコテ岩塚）」の長岡駅ビルへの出店、高級米菓専門店である「株式会社瑞花」の銀座直営店の移転増床などを図ってまいりました。

なお、「株式会社越後抄」は、法人向け米菓販売を行ってまいりましたが、当社グループにおける業務の効率化を目的とした組織再編成の一環として、事業を「株式会社新潟味のれん本舗」に引き継いだうえで、3月に清算終了いたしました。

以上、当連結会計年度における連結売上高は、年度当初の新商品の不振が年度を通じて影響し、最需要期である下期以降健闘したものの、228億40百万円（前連結会計年度比0.6%減）とほぼ前年並みとなりました。損益面において、営業利益は、主力品への集中により製造・販売コストの削減に努め1億73百万円（前連結会計年度8百万円）と回復傾向を示すことができ、経常利益は25億53百万円（前連結会計年度比35.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は17億69百万円（前連結会計年度比35.0%増）となりました。

#### <当社の事業の概要>

当社においては、中期経営計画『プライド・BEIKAプラン』の初年度にあたり、引き続き品質重視姿勢を堅持し、主力商品であるTOP6ブランドの集中による効率化とブランド認知拡大を進めるとともに、商品開発体制強化や生産体制の改革等の将来に向けた基盤づくり、グループシナジー発揮のためのグループ会社の再編など、経営課題の達成に向けて着実に取り組んでまいりました。

製造部門では、主力商品であるTOP6ブランドへの集中生産による生産効率の向上、製品不良削減による製造原価の低減、積載方法見直しによる物流コストの削減などに努めてまいりました。品質保証面では、国際規格ISO22000について、沢下条工場、飯塚工場、北海道工場、R&D・Mセンターに加え、2019年11月に長岡工場においても認証取得いたしました。また、環境省が実施している「プラスチック・スマートキャンペーン」に参加し、「大袖振豆もち」等一部商品において、トレーの使用をやめるなどによりプラスチック包材を従来品より約3割削減、今後も対応商品を拡大することとしており、SDGs達成に貢献するものと考えております。

営業部門では、主力商品であるTOP 6ブランドの集中販売によりシェア拡大とブランド展開を図るとともに、国産米100%使用を強力な武器として差別化を進め、国産米100%米菓売場の全国での拡大、さらに新潟県産の「新之助」や北海道産「ゆめぴりか」等の地域ブランド米を使用した「黒豆せんべい」や「味しらべ」の発売など品質を際立たせる販売政策をとってまいりました。また、全国的に強い競争力を有しているもち商品のシェアアップを目指しており、3月には新たな牽引役として「黄金揚げもち」シリーズを発売し、今後主力商品として育てていく方針であります。

グローバル事業については「大人のおつまみシリーズ」や「きなこ餅」等の輸出実績を更に伸ばさせるため、賞味期限の延長を進め対応してまいりましたが、韓国との関係悪化や新型コロナウイルスによるインバウンド需要の壊滅等から、北米向け事業展開を含め、足踏み状態を余儀なくされました。しかし「米菓」から「BEIKA」へを標榜するなか、中国の旺旺集団との連携をもとに、輸出入業務を進展させてまいります。

社会貢献活動につきましては、東日本大震災復興支援「明日へつなごうプロジェクト」として、当時の小学生と商品開発した「バタしょっと」を引き続き発売し、売上金の一部を義援金として南相馬市に寄付しております。また、原材料の契約栽培を通じて生産者との信頼関係を強めているほか、青森県立五所川原農林高等学校とのコラボ商品「五農米で作った味しらべ」の発売、地元JA等と行っている「自然栽培米プロジェクト」の推進など、農業支援への貢献に力を入れております。

以上の結果、当社単体では、売上高215億54百万円、営業利益1億36百万円、経常利益25億42百万円、当期純利益17億70百万円となりました。

## ②設備投資の状況

当連結会計年度中に実施しました設備投資の総額は24億83百万円でありました。その主なものは生産効率、品質向上を図るものおよび新工場建設の契約金等であります。

## ③資金調達の状況

設備投資の資金調達につきましては、自己資金を充当いたしました。

## ④事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

## ⑤他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

## ⑥吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

## ⑦他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 財産および損益の状況

区 分	第64期 (2017年3月期)	第65期 (2018年3月期)	第66期 (2019年3月期)	第67期 (当連結会計年度) (2020年3月期)
売上高(千円)	23,025,555	23,792,403	22,977,307	22,840,120
経常利益(千円)	1,682,511	1,563,049	1,884,355	2,553,414
親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	1,232,088	1,023,572	1,311,052	1,769,293
1株当たり当期純利益(円)	218.19	182.66	233.96	315.74
総資産(千円)	66,390,739	71,535,860	76,525,482	70,135,996
純資産(千円)	48,201,224	52,263,981	56,322,869	52,271,567
1株当たり純資産(円)	8,601.50	9,326.58	10,051.01	9,328.04

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

## (3) 重要な親会社および子会社の状況

### ①親会社の状況

該当事項はありません。

### ②重要な子会社および関連会社の状況

会 社 名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
〈子会社〉			
株式会社瑞花	60,000千円	100%	高級米菓販売
株式会社新潟味のれん本舗	100,000千円	100%	米菓通信販売
里山元気ファーム株式会社	10,000千円	100%	農産物・農産加工品販売
株式会社田辺菓子舗	3,000千円	100%	かりんとうの製造販売
〈関連会社〉			
旺旺・ジャパン株式会社	100,000千円	40%	食料品の輸出入

(注) 1. 100%子会社のIWATSUKA USA Inc. は、総資産、売上高、当期純損益および利益剰余金等が、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 株式会社越後抄は、2020年3月30日に清算終了いたしました。

#### (4) 対処すべき課題

米菓業界におきましては、引き続き生産金額、小売金額が横這いで推移する見通しのなか、原材料などの生産コストの上昇傾向が続き、販売コストにおいても市場全体が価格重視に偏り抑制が難しくなっております。また、新型コロナウイルス感染症の影響により内外の経済動向は極めて不透明と言わざるを得ない状況であり、経営環境としては更に厳しさが増すものと思われま

す。このような厳しい環境のもと、当社グループは中期経営計画の2年目にあたり、「世界中のお客様に岩塚の美味しさの笑顔をお届けよう！」をスローガンに掲げ、基本方針を「『プライド・BEIKAプラン』達成に向け岩塚グループシナジーを発揮する」と定め、次の経営課題を掲げ取り組んでまいります。

- ・ TOP 6 プラス揚げもちの集中販売による岩塚ブランドの認知拡大  
TOP 6 ブランドに新商品「黄金揚げもち」を加え国産棚の取り組みを強化、当社の強みである「もち米菓」のシェアアップ、岩塚ブランドの向上と認知拡大を図る。
- ・ 岩塚ブランドを保証する万全なる生産体制の確立  
安全安心体制の強化と職場環境改善への投資を行い、併せてサプライチェーンの再構築、F S S C（安全な食品を提供するための国際規格）の拡充等を行う。
- ・ グループシナジーの発揮による生産性の向上  
新長岡工場およびBEIKA Labをシナジー発揮の拠点と捉え、仕事のやり方改革や部品の共通化・配送効率の追求等により生産性の向上を図る。
- ・ 多面的商品開発力の強化  
BEIKA Labを拠点として、「米菓」から「BEIKA」へを具現化すべく、イノベーションに値する商品開発を目指すとともに、保存食や非常食等の多面的な開発力を培う。
- ・ BEIKAの世界への発信と展開  
IWATSUKA USA inc.の再構築を図り輸出事業を促進するとともに、旺旺集団との連携強化により、これまで以上に「BEIKA」を世界に発信していく。
- ・ SDGs経営への進化  
E・S・Gに適切に対応していくことで持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、その具体的な対応としてSDGsに視点をあてる。

・社員の成長と幸福を目指す人事制度の構築

社会環境・経営環境に即した制度の再設計と見直しを行い、併せて社員教育制度の充実、「働きがい改革」を進める。

以上の経営課題を完遂し、第68期（2021年3月期）経営計画の達成を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援とご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

当社グループは、米菓の製造・販売を主要な事業としております。主要な製品名および子会社・関連会社の事業内容は以下のとおりです。

会社名	主要な製品・事業内容
岩塚製菓株式会社	岩塚の黒豆せんべい、田舎のおかき、味しらべ、大人のおつまみシリーズ、大袖振豆もち、ふわっと、きなこ餅、新潟ぬれせんべい、新潟ぬれおかき、がんばれ！野菜家族、岩塚のお子様せんべい
子会社・関連会社	高級米菓の店舗販売、米菓の通信販売・法人向けの米菓販売、農産物・農産加工品の販売、かりんとうの製造販売、米菓の輸出・食品の輸入等を行っております。

(6) 主要な営業所および工場（2020年3月31日現在）

① 当社の主要な事業所

本社	新潟県長岡市
R&D・Mセンター	新潟県長岡市
工場	飯塚工場（新潟県長岡市）、沢下条工場（新潟県長岡市）、中沢工場（新潟県長岡市）、長岡工場（新潟県長岡市）、北海道工場（北海道千歳市）
支店	広域支店（東京都台東区）、北海道支店（北海道札幌市）、東北支店（宮城県仙台市）、信越支店（新潟県新潟市）、東京東支店（埼玉県草加市）、東京西支店（東京都稲城市）、中部支店（愛知県北名古屋市）、関西支店（大阪府大阪市）、中四国支店（広島県安芸郡）、九州支店（福岡県福岡市）

(注) 中四国支店は、2019年7月21日より広島県安芸郡へ移転いたしました。

## ②子会社および関連会社

株式会社瑞花	本社（新潟県長岡市）、 直営店（新潟県3店舗、東京都1店舗）
株式会社新潟味のれん本舗	本社、ショールーム（新潟県長岡市）
里山元気ファーム株式会社	本社（新潟県長岡市）、 直営店（新潟県3店舗、東京都1店舗）
株式会社田辺菓子舗	本社（新潟県加茂市）
IWATSUKA USA Inc.	本社（米国 ワシントン州）
旺旺・ジャパン株式会社	本社（東京都台東区）

(注)株式会社越後抄は、2020年3月30日に清算結了いたしました。

## (7) 使用人の状況（2020年3月31日現在）

### ①企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
920 (63) 名	41 (△48) 名

(注)使用人数は就業員数であり、準社員、パートおよび嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

### ②当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
859 (30) 名	45 (△48) 名	40.9歳	15.3年

(注)使用人数は就業員数であり、準社員、パートおよび嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## (8) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2020年3月31日現在)

- ①発行可能株式総数 23,980,000株  
②発行済株式の総数 5,995,000株  
③株主数 4,820名  
④大株主 (上位10位)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
岩 塚 製 菓 共 栄 会	320,300株	5.69%
株 式 会 社 北 越 銀 行	280,000株	4.98%
株 式 会 社 第 四 銀 行	250,000株	4.44%
平 石 毅 一	244,346株	4.34%
U B S A G S I N G A P O R E	237,000株	4.21%
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	234,200株	4.16%
槇 政 男	202,105株	3.59%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	185,500株	3.30%
槇 キ ク	162,619株	2.89%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE FIDELITY FUNDS	134,700株	2.39%

(注) 1. 当社は、自己株式を368,395株保有しておりますが、上記大株主からは除外しておりま  
す。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。



### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役 の 状況 (2020年 3月 31日 現在)

会社における地位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	榎 春 夫	株式会社瑞花取締役 株式会社新潟味のれん本舗取締役 里山元気ファーム株式会社取締役 株式会社田辺菓子舗取締役 IWATSUKA USA Inc. CEO 旺旺・ジャパン株式会社取締役 Want Want China Holdings Limited非執行董事 株式会社エム・アイ・ピー監査役
常 務 取 締 役	星 野 忠 彦	当社営業本部長 株式会社瑞花取締役 株式会社新潟味のれん本舗取締役 里山元気ファーム株式会社取締役 旺旺・ジャパン株式会社代表取締役社長 IWATSUKA USA Inc. Director
常 務 取 締 役	榎 大 介	当社製造本部長 株式会社瑞花取締役 株式会社新潟味のれん本舗取締役 里山元気ファーム株式会社取締役 株式会社田辺菓子舗取締役 旺旺・ジャパン株式会社取締役
常 務 取 締 役	阿 部 雅 栄	当社経営管理本部長 株式会社瑞花取締役 株式会社新潟味のれん本舗取締役 里山元気ファーム株式会社取締役 株式会社田辺菓子舗取締役 IWATSUKA USA Inc. CFO 旺旺・ジャパン株式会社監査役
取 締 役	小 林 正 光	当社開発本部長 株式会社瑞花取締役 株式会社新潟味のれん本舗取締役 里山元気ファーム株式会社取締役
取 締 役	小 林 晴 仁	当社購買部長 株式会社瑞花取締役 株式会社新潟味のれん本舗取締役 里山元気ファーム株式会社取締役

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役 (監査等委員・常勤)	石川 豊	株式会社瑞花監査役 株式会社新潟味のれん本舗監査役 里山元気ファーム株式会社監査役 株式会社田辺菓子舗監査役
取締役 (監査等委員)	佐野 榮日出	税理士
取締役 (監査等委員)	深井 一男	税理士

- (注) 1. 取締役(監査等委員)石川豊氏、佐野榮日出氏および深井一男氏は、社外取締役であります。なお、当社は、社外取締役(監査等委員)上記3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 取締役(監査等委員)石川豊氏は、金融機関に長く在籍した経験から、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役(監査等委員)佐野榮日出氏は、税理士の資格を有しており、監査役経験も豊富であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役(監査等委員)深井一男氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために石川豊氏を常勤の監査等委員として選定しております。
6. 当社は経営の監督体制および業務執行体制の強化のため、執行役員制度を導入しております。

現任の執行役員は次のとおりであります。(2020年3月31日現在)

氏 名	担 当
浅川 慎一	執行役員 生産管理部長
中野 剛	執行役員 品質保証部長
下田 篤志	執行役員 事業戦略部長
高橋 宏明	執行役員 マーケティング部長
青山 英之	執行役員 営業副本部長
大川 利夫	執行役員 技術部長
山家 晃	執行役員 内部監査室長

## ②責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役（監査等委員）との間で、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、会社法第425条第1項に定める額を責任の限定としております。

## ③取締役の報酬等

### イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	6名 （－）	8,603万円 （－）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 （3名）	960万円 （960万円）
合 計 （うち社外取締役）	9名 （3名）	9,563万円 （960万円）

(注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、2015年6月25日開催の第62回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）について年額2億円以内（ただし、使用人分給与は含まない）、取締役（監査等委員）について年額2,000万円以内と決議いただいております。

ロ. 社外役員が親会社および子会社等から受けた役員報酬等の総額  
該当事項はありません。

④社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）石川豊氏は、当社100%子会社4社の監査役であります。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会および監査等委員会への出席状況

		出席状況および発言状況
取締役 (監査等委員)	石川 豊	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また、監査等委員会14回の全てに出席いたしました。主に金融機関における豊富な経験を生かした見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員会において、当社の内部統制ならびに内部監査について、適宜、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	佐野 榮 日出	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また、監査等委員会14回の全てに出席いたしました。主に税理士としての専門的な見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員会において、当社の内部統制ならびに内部監査について、適宜、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	深井 一 男	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また、監査等委員会14回の全てに出席いたしました。主に税理士としての専門的な見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員会において、当社の内部統制ならびに内部監査について、適宜、必要な発言を行っております。

#### (4) 会計監査人の状況

①名称 有限責任大有監査法人

②報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	3,200万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	3,200万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③非監査業務の内容

該当事項はありません。

④会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### 3. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

#### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

##### ①取締役、執行役員および使用人ならびにグループ会社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役、執行役員および使用人ならびにグループ会社の取締役が法令・定款を遵守し、違反・不正行為を防止するために、社内規定の整備、社内通報制度の導入、ならびにその周知と運用の徹底を図る。

内部監査室員はコンプライアンスの運用状況について監査し、疑義ある行為については社長および監査等委員会に報告する。

##### ②取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役および執行役員の職務執行に係る重要文書、その他の情報については、文書管理規程に基づき、保存・管理を行い、取締役および執行役員が求めた場合はこれらの文書を閲覧できる体制とする。

##### ③当社およびグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営に重大な影響を及ぼすおそれのある損失の危険を適切に認識・評価し、事業リスクその他の個別リスクに対する基本的な管理体制の整備を進めるとともに、緊急事態が生じた場合の危機管理マニュアルも合わせて整備する。

##### ④当社およびグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を原則月1回開催するほか、必要に応じてこれを開催することで機動的・効率的な経営判断を行う。

また、効率的な業務執行を行うため執行役員制度を導入するとともに、担当取締役・執行役員は、経営計画に基づいた各部門が実施すべき具体的な施策および効率的な業務の遂行状況を取締役会または役員会において定期的に報告し、施策・業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図る。

⑤当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は子会社管理規程および関連会社管理規程に基づき、上記①から④のとおり、主要な子会社および関連会社に対する適切な経営管理を行うものとする。

また、当社の内部統制システムに関する体制は、グループ会社全体での整備と運用を範囲とし、内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを構築する。

内部監査室員は当社およびグループ会社の内部監査を実施し、結果を社長および監査等委員会ならびにグループ会社社長に報告する。

なお、子会社は、当社の子会社管理規程に従い、同社の株主総会および取締役会等の記録、業績内容、その他重要な事項について当社に報告する。

⑥監査等委員会の職務の執行を確保するための体制および方針

イ. 監査等委員の職務を補助すべき取締役および使用人（以下、補助使用人等という）を置く体制と補助使用人等の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の補助使用人等に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員が必要とした場合、監査等委員の職務を補助する使用人を置くものとする。なお、当該使用人の任命・異動等人事権に係る事項の決定には、監査等委員の事前同意を得ることにより、取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性を確保する。

また、内部監査室員は、監査等委員会の職務を補助する際には、監査等委員会の指揮命令に従う。

ロ. 当社および子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制

当社および当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員および使用人は、取締役会等の重要な会議において随時業務の状況を報告するとともに、当社および当社子会社に重大な影響を及ぼす事実が発生した場合はその内容を速やかに当社の監査等委員会に報告する。

- ハ. 監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

執行役員・使用人等は、監査等委員会に直接報告を行うことができるものとし、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことができないように公益通報者保護法に基づく外部の相談連絡窓口を設置する。

- ニ. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）に必要な費用の前払い等の請求をした場合、当該費用または債務が監査等委員の職務執行に必要でない場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

- ホ. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は取締役会および業務執行上重要な会議への出席ならびに議事録等の関連資料の閲覧を自由に行うことができる。

また、監査等委員会による取締役（監査等委員である取締役を除く）および重要な使用人から、個別のヒアリングの機会を設けるとともに、代表取締役、内部監査室および監査法人との定期的な意見交換を行う。



## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社においては、前記基本方針に掲げた体制を整備しており、以下の具体的な取り組みを行っております。

### ①取締役等の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営理念や行動規範等に基づき、公平公正な透明性の確保に努めており、コンプライアンス委員会において的確・迅速に対応できるよう法令等遵守体制の整備を図っております。

取締役が関与すべき事案については、取締役会、役員会等において検討しておりますが、取締役会においては監査等委員が社外取締役として意見表明し決議に参加しているほか、役員会には執行役員が加わり十分に協議する体制をとっております。

また、内部監査室が年度内に全部署を監査し、必要に応じ特定事項について調査・検証しており、留意すべき事項について社長、役員会、監査等委員会に報告しているほか、内部監査室長が取締役会にオブザーバー出席することで情報を共有しモニタリング体制の強化を図っております。

なお、法令遵守について、監督者研修等による社員教育、外部を含む複数の内部通報窓口の設置、規程類の整備などの体制整備に努めており、今年度は非通例取引や反社対応、インサイダー取引管理等において規程類の制定および改訂を行っております。

### ②取締役等の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会議事録、経営会議議事録、稟議書その他取締役の職務執行に係る文書は、文書管理規程、文書保存期間等の規程を整備し、適切に作成・保存・備置しており、電磁的媒体においても管理しております。

また、情報セキュリティについて適時更新のうえ高度化を図り、ウイルス感染に対する注意喚起などグループ会社を含め周知し内部統制の強化に努めております。個人情報においては、個人情報保護規程等を整備のうえ厳格に取扱っているほか、開示情報に関しては「内部情報および内部者取引管理規程」を改訂しFDルールに則り適時適切な情報開示に努めております。

なお、IT全般統制規程に基づく情報システム部のモニタリング、内部監査室の監査等により問題点の発見・改善に努めており、必要に応じ役員会等に報告しております。

③当社および当社グループ会社の損失の危険に関する規程その他の体制

リスクを網羅的に捉えマネジメントすることは、業務の効率化にもつながり重要であるとして、「全社的リスクマネジメント規程」を制定し、運用の強化を図る方針であります。経営企画室において、担当部署の意見を踏まえリスクの識別・評価を行いリスクマップに纏めており、年度ごとにリスク管理基本計画を策定し、従業員に対する啓蒙を含め、運用強化を図っていくこととしております。また、関連して、これまでの内部統制マニュアルから「内部統制規程」「財務報告に係る内部統制規程」に分けて規定化し、内部統制の運用強化を図る方針であります。

また、逐次フードディフェンス対応を図り、重大苦情・事故対応マニュアル等を定めて厳格に対応するなど、特に食品製造におけるリスクを徹底して軽減すべく意思決定しており、食品製造会社として安全・安心な製品の提供に努めております。

なお、BCPについては、後継者計画を整備したほか、新型コロナウイルスについて対策本部を立ち上げ対応しておりますが、大規模水害についての対応が今後の課題と認識しております。

④取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営理念を基本指針としてコーポレートガバナンス・ポリシーを定めており、持続的成長と経営の透明性に努め、効率性と健全性のバランスに配慮しております。

また、職務分掌に応じた決裁権限に基づく業務執行がなされており、執行役員に対する権限委譲や役員会における意思決定等も進めてきているほか、稟議決裁のペーパーレス化など効率化にも配慮しております。

なお、取締役会の実効性について社内アンケート調査により評価を行い検証、その中での意見を反映する等、引き続き取締役会全体の機能の向上に努めております。

⑤当社グループ会社における業務の適正を確保するための体制

経営理念や行動規範はグループ一体であり、子会社に対しては子会社管理規程等に基づき運営、各種管理規程等は子会社で準用しているほか、毎月の経営会議には子会社社長も出席しております。

また、内部監査室が当社組織と同様の内容で子会社を監査しているほか、監査等委員会の往査も行われております。内部統制運営委員会には子会社担当者も参加、内部通報窓口は子会社従業員にも周知しております。

なお、子会社取締役会は当社の常勤取締役が全員出席のうえ月次で開催されており、業績や今後の取り組み等について報告を受け議論し子会社業務の見直しを決定するなど、グループ会社一体での持続的成長を目指してきております。

⑥監査等委員会の監査が実効的に行われていることを確保するための体制  
実務は主に常勤監査等委員が行っておりますが、情報収集等は支障なく行われており、監査等委員会において非常勤監査等委員との情報共有が図られております。

取締役会等の重要会議において必要な報告を行っており、代表取締役との意見交換会や業務監査等を通じて各取締役と（常勤）監査等委員との忌憚のない意見交換の場を設けております。

また、内部通報システムの情報は、適時に監査等委員会に報告される体制になっており、公益通報制度に関する協定書を労働組合と締結のうえ通達により子会社役職員を含め周知しております。

監査等委員は内部監査に同道する形で分担して往査を実施しているほか、内部監査室とは監査計画・監査報告等において連携を密にしております。また、監査法人とは四半期レビュー結果報告時など定期的に意見交換しているほか、内部監査室を交え三様監査を意識した意見交換会を行ってきております。

なお、監査活動に必要な費用については監査等委員会監査等基準に定めており、研修費を含め支障なく運用しております。

## 4. 会社の支配に関する基本方針

当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容についての概要は以下のとおりであります。

### (1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は上場会社である以上、当社株式の取引は株主の皆様のご判断に委ねるのが原則であり、当社に対する大規模買付行為がなされた場合にこれに應ずるか否かの判断についても、最終的には株主の皆様の自由意思に委ねられるべきであると考えます。

しかしながら当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、様々なステークホルダーとの信頼関係を維持し当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し向上させる者でなければならないと考えております。大規模買付行為の中には、①その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、②株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、③対象会社の取締役会や株主が大規模買付行為について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、④買付者の提案した条件よりもさらに有利な条件を株主にもたらすために、対象会社による買付者との交渉を必要とするもの等、企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、このような大規模買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えます。

### (2) 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取り組みについて

当社は、日本の伝統ある食文化を世界に広め、人々に喜びと豊かさを提供することが使命であると考え、かかる使命の追求を通じた企業価値の向上を目指しております。

中期経営計画「岩塚Stage - Up70」（第64期～第66期）を策定し、社員一人ひとりの成長による企業力の向上により、企業の大きな成長へのステップアップとステージアップを目指し、更なる企業価値の向上に向けて、グループ会社一丸となって新たな成長への挑戦に取り組んでまいりました。

この成長戦略を持続的なものにする新たな中期経営計画【『プライド・BEIKAプラン』「米菓」から「BEIKA」へ】を策定しました。第67期から第69期までの3年間を対象とするこの中期経営計画は、国内米菓売場を改革すること、日本の食文化を世界へ広めることを目的とし、これらを実現

して行くために、差別化により固有のポジションを確保するための成長戦略、適切な利益を得ることができる体質となるための構造改革、創業から続いている事業を未来へと繋げるための持続経営の3つの考えの下、企業価値の向上を目指してまいります。この中期経営計画を着実に実行していくことが、当社グループとステークホルダーとの信頼関係を一層強固に築き上げ、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上につながるものと確信しております。

### (3) 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者により当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、(1)で述べた会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者により、当社株式に対する大規模買付行為が行われた場合に、株主の皆様が当該大規模買付行為に応じるべきか否かを適切に判断していただくための時間、あるいは当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案させていただくための情報を収集する時間の確保が必要であります。また、不当な条件による買付けについては、当社取締役会が株主の皆様のために交渉を行うことを可能にすること等が必要になってまいります。このような状況を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するための枠組みとして、「当社株式等に対する大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)」(以下「本対応方針」という)を導入いたしております。

#### ①大規模買付ルールの設定

本対応方針は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の株券等の大規模買付行為が行われる場合に、大規模買付行為を行おうとする者(以下「大規模買付者」といいます)に対し、①事前に大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、②大規模買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、③株主の皆様当社経営陣の代替案等を提示し、大規模買付者との交渉を行っていくための手続を定めています。

#### ②新株予約権無償割当ての利用

大規模買付者が本対応方針において定められた手続に従うことなく大規模買付行為を行う等、当社の企業価値・株主共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合には、当社は、当該大規模買付者による権利行使は認められないとの行使条件および当社が当該大規模買付者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付さ

れた新株予約権を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

③当社取締役会の恣意的判断を排するための独立委員会の利用等

本対応方針においては、大規模買付行為への対抗措置としての本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施、または本新株予約権の取得等の判断について、当社取締役会による恣意的な判断を排するため、独立委員会規則に従い、当社経営陣からの独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会の判断を経ることとしております。また、これに加えて、本新株予約権の無償割当ての実施に際して独立委員会が株主総会の招集、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の付議を勧告した場合には、原則として当社取締役会は株主総会を招集するものとされております。さらに、こうした手続の過程については、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

なお、本対応方針の更新当初の独立委員会は、当社社外監査等委員1名および社外の有識者2名により構成されております。

④本新株予約権の行使および当社による本新株予約権の取得

本対応方針に従って本新株予約権の無償割当てがなされ、大規模買付者以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、または当社による本新株予約権の取得と引換えに、大規模買付者以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合、当該大規模買付者の有する当社株式の議決権割合は、当該行使・取得前と比較して、最大で50%まで希釈化される可能性があります。

**(4) 上記取り組みに対する当社取締役会の判断およびその判断に係る理由**

①買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本対応方針は、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しています。

②株主共同の利益の確保・向上の目的をもっていること

本対応方針は、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断すること、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とする

ことにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもっているものです。

③株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

当社は、第66回定時株主総会における株主の皆様のご承認の下に本対応方針を更新しております。

また、本対応方針では、一定の場合には、株主総会において本新株予約権の無償割当てを実施するか否かについて株主の皆様の意思の確認を行うこととしております。

さらに、本対応方針の有効期間は、2022年3月期に関する定時株主総会の終結の時までの3年間といたします。また、本対応方針の有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会の決議によって本対応方針を廃止することができます。

④独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、当社取締役会または取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本対応方針の運用に関しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置し、同委員会は、当社社外監査等委員1名および社外の有識者2名により構成されております。

実際に当社に対して大規模買付行為がなされた場合には、独立委員会が独立委員会規則に従い、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等の観点から、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施について、当社取締役会へ勧告を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して、かかる割当ての実施または不実施に関する会社法上の機関としての決議を行うこととします（ただし、本新株予約権の無償割当ての実施の可否につき当社株主総会に付議した場合には、当該総会の決定に従う）。

このように、独立委員会によって、当社取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要について株主の皆様に情報開示することとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本対応方針の透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

⑤合理的な客観的要件の設定

本対応方針は、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

#### ⑥第三者専門家の意見の取得

大規模買付者が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、経営コンサルタントその他の専門家を含みます）の助言を受けられるものとしています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

#### ⑦デッドハンド型またはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本対応方針は、当社の株式等を大量に買い付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役により、廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策（株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止または不発動とすることができない買収防衛策）またはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

---

(注)本事業報告中における金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。



# 連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>7,752,056</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>3,382,195</b>
現金及び預金	1,760,233	買掛金	647,048
受取手形及び売掛金	3,995,170	未払費用	834,765
商品及び製品	225,290	未払法人税等	348,011
仕掛品	107,565	未払消費税等	21,803
原材料及び貯蔵品	1,582,776	賞与引当金	358,292
前払費用	48,416	その他	1,172,273
その他	109,811	<b>固 定 負 債</b>	<b>14,482,234</b>
貸倒引当金	△77,207	退職給付に係る負債	1,164,191
<b>固 定 資 産</b>	<b>62,383,940</b>	持分法適用に伴う負債	116,963
<b>有形固定資産</b>	<b>9,638,065</b>	繰延税金負債	12,885,432
建物及び構築物	4,059,334	その他	315,645
機械装置及び運搬具	2,776,325	<b>負 債 合 計</b>	<b>17,864,429</b>
土地	913,529	<b>純 資 産 の 部</b>	
リース資産	77,652	<b>株 主 資 本</b>	<b>17,734,099</b>
建設仮勘定	1,719,302	資本金	1,634,750
その他	91,921	資本剰余金	1,859,250
<b>無形固定資産</b>	<b>74,366</b>	利益剰余金	15,306,505
<b>投資その他の資産</b>	<b>52,671,508</b>	自己株式	△1,066,406
投資有価証券	51,285,544	その他の包括利益累計額	34,537,467
長期貸付金	905,542	その他有価証券評価差額金	34,583,332
従業員に対する長期貸付金	2,879	退職給付に係る調整累計額	△45,864
長期前払費用	36,545	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>52,271,567</b>
繰延税金資産	36,564	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>70,135,996</b>
その他	433,638		
貸倒引当金	△29,206		
<b>資 産 合 計</b>	<b>70,135,996</b>		

(注)記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連 結 損 益 計 算 書

( 2019年4月1日から  
2020年3月31日まで )

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		22,840,120
売 上 原 価		14,206,922
売 上 総 利 益		8,633,198
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		8,459,673
営 業 利 益		173,524
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	39,570	
受 取 配 当 金	2,280,437	
そ の 他	98,472	2,418,480
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	857	
た な 卸 資 産 廃 棄 損	7,655	
休 止 固 定 資 産 費 用	21,057	
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	4,935	
そ の 他	4,085	38,590
経 常 利 益		2,553,414
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	199	199
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	35,681	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	616	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	3,077	39,375
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		2,514,239
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	794,742	
法 人 税 等 調 整 額	△49,797	744,945
当 期 純 利 益		1,769,293
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		1,769,293

(注)記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

( 2019年4月1日から  
2020年3月31日まで )

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1,634,750	1,859,250	13,660,997	△1,066,406	16,088,590
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△123,785		△123,785
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,769,293		1,769,293
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	—	—	1,645,508	—	1,645,508
当連結会計年度末残高	1,634,750	1,859,250	15,306,505	△1,066,406	17,734,099

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	そ の 他 の 包 括 利益累計額合計	
当連結会計年度期首残高	40,312,058	△77,779	40,234,278	56,322,869
当連結会計年度変動額				
剰余金の配当				△123,785
親会社株主に帰属する 当期純利益				1,769,293
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額（純額）	△5,728,725	31,914	△5,696,810	△5,696,810
当連結会計年度変動額合計	△5,728,725	31,914	△5,696,810	△4,051,302
当連結会計年度末残高	34,583,332	△45,864	34,537,467	52,271,567

(注)記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>6,954,260</b>	<b>流動負債</b>	<b>3,274,197</b>
現金及び預金	1,043,701	買掛金	626,773
受取手形	2,200	リース債務	35,213
売掛金	3,922,696	未払金	1,038,768
商品及び製品	217,295	未払費用	821,874
仕掛品	107,438	未払法人税等	344,216
原材料及び貯蔵品	1,575,676	預り金	22,835
前払費用	40,861	前受収益	566
その他	120,389	賞与引当金	329,378
貸倒引当金	△76,000	その他	54,571
<b>固定資産</b>	<b>62,144,723</b>	<b>固定負債</b>	<b>14,300,885</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>9,292,884</b>	長期預り保証金	103,787
建築物	3,487,613	リース債務	50,080
構築物	433,031	退職給付引当金	1,029,366
機械及び装置	2,765,595	債務保証損失引当金	72,000
車輛運搬具	9,924	繰延税金負債	12,905,522
工具、器具及び備品	68,861	その他	140,127
土地	756,225	<b>負債合計</b>	<b>17,575,082</b>
リース資産	52,329	<b>純資産の部</b>	
建設仮勘定	1,719,302	<b>株主資本</b>	<b>16,940,568</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>55,011</b>	資本金	1,634,750
<b>投資その他の資産</b>	<b>52,796,827</b>	資本剰余金	1,859,250
投資有価証券	51,275,516	資本準備金	1,859,250
関係会社株式	198,427	<b>利益剰余金</b>	<b>14,512,975</b>
出資金	218,857	利益準備金	101,437
長期貸付金	905,542	その他利益剰余金	14,411,537
従業員に対する長期貸付金	2,879	別途積立金	12,632,000
長期前払費用	34,331	繰越利益剰余金	1,779,537
差入保証金	75,668	<b>自己株式</b>	<b>△1,066,406</b>
その他	114,809	評価・換算差額等	34,583,332
貸倒引当金	△29,206	その他有価証券評価差額金	34,583,332
<b>資産合計</b>	<b>69,098,983</b>	<b>純資産合計</b>	<b>51,523,901</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>69,098,983</b>

(注)記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

( 2019年4月1日から  
2020年3月31日まで )

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		21,554,314
売 上 原 価		14,023,243
売 上 総 利 益		7,531,071
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		7,394,147
営 業 利 益		136,923
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	39,764	
受 取 配 当 金	2,280,437	
そ の 他	119,073	2,439,276
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	857	
た な 卸 資 産 廃 棄 損	1,512	
休 止 固 定 資 産 費 用	21,057	
貸 倒 損 失	5,871	
そ の 他	3,946	33,245
経 常 利 益		2,542,954
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	199	199
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	31,316	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	616	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	3,077	35,011
税 引 前 当 期 純 利 益		2,508,143
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	784,551	
法 人 税 等 調 整 額	△47,251	737,299
当 期 純 利 益		1,770,844

(注)記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

( 2019年4月1日から  
2020年3月31日まで )

(単位：千円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本計 合 本 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				利益剰余金計 合 計		
		資本準備金	資本剰余金計 合 計	利益準備金	その他利益剰余金					
					別途積立金	繰越利益剰余金				
当 期 首 残 高	1,634,750	1,859,250	1,859,250	101,437	11,492,000	1,272,478	12,865,916	△1,066,406	15,293,509	
当 期 変 動 額										
別途積立金の積立					1,140,000	△1,140,000	-		-	
剰余金の配当						△123,785	△123,785		△123,785	
当期純利益						1,770,844	1,770,844		1,770,844	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	-	-	-	-	1,140,000	507,058	1,647,058	-	1,647,058	
当 期 末 残 高	1,634,750	1,859,250	1,859,250	101,437	12,632,000	1,779,537	14,512,975	△1,066,406	16,940,568	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	40,312,058	40,312,058	55,605,568
当 期 変 動 額			
別途積立金の積立			-
剰余金の配当			△123,785
当期純利益			1,770,844
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△5,728,725	△5,728,725	△5,728,725
当期変動額合計	△5,728,725	△5,728,725	△4,081,667
当 期 末 残 高	34,583,332	34,583,332	51,523,901

(注)記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2020年5月14日

岩塚製菓株式会社  
取締役会 御中

有限責任大有監査法人

東京都千代田区

指定有限責任社員 公認会計士 鴨田 真一郎 (印)

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 新井 努 (印)

業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、岩塚製菓株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岩塚製菓株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。



監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月14日

岩塚製菓株式会社  
取締役会 御中

有限責任大有監査法人  
東京都千代田区

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鴨田 真一郎	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	新井 努	Ⓔ

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、岩塚製菓株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監査報告書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第67期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、検証し意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会監査等基準に準拠し、当期監査方針、職務分担等に従い、内部監査室その他内部統制所管部門と連携の上、取締役会や役員会等の重要な会議における意思決定の過程およびその内容を確認し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な工場や営業所において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、常勤監査等委員が各子会社の監査役としてその取締役会に出席し、取締役等と意思疎通および情報の交換を図り、それぞれ往査を行い事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号ロの各取組み（いわゆる買収防衛策）については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人から事前に監査計画の説明を受け、監査結果や職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求める等、意思疎通を図ってまいりました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って品質管理責任者を定め整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の結果を会計監査人評価調書にまとめたうえで、会計監査人監査の相当性について検討いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。  
なお、会社法に規定する監査等委員会の陳述権（取締役等の選任等・報酬等についての意見の陳述）に基づき審議した結果、いずれも特に非議すべき点はないと判断しております。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は規程の整備をはじめ相当であると認めます。内部統制システムに関する事業報告記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。今後も継続して体制強化に取り組み、環境変化に適切に対応していくことが重要であると考えております。
- ④事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている各取り組み（会社法施行規則第118条第3号ロ）は、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人「有限責任大有監査法人」の監査の方法および結果は相当であると認めます。また、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制については、指摘すべき事項は認められません。

なお、当監査等委員会は、次期事業年度においても上記監査法人を会計監査人に再任することを決定しております。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人「有限責任大有監査法人」の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2020年5月21日

岩塚製菓株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 石川 豊 ①

監査等委員 佐野 榮日出 ①

監査等委員 深井 一男 ①

(注) 以上の監査等委員は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上